

共催、協賛及び後援に関する基準

制定 2007（平成19）年3月24日

制定 2010（平成22）年7月1日

（趣旨）

第1条 この基準は、公益財団法人 大学コンソーシアム京都（以下「法人」という）が関与する催しにおける共催、協賛及び後援（以下「後援名義等」という）の使用承認に関し必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この基準における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）共催 第三者が主催する催しについて、主催者と共同でその催しを開催することをいう。
- （2）協賛 第三者が開催の主体となる催しについて、法人がその趣旨に賛同し、応援、援助をすることをいう。ただし、応援・援助にあたっては、原則的に経費・労務の負担はないものとする。
- （3）後援 第三者が主催する催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助する場合であって、その催しへの関与が、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

（対象事業）

第3条 後援名義等を使用することができる事業は、法人定款第3条及び第4条の目的に添うものでなければならない。

（承認基準）

第4条 後援名義等を使用する事業は、次の各号の一に該当する主催者が行うものでなければならない。

- （1）法人の加盟大学
- （2）国又は地方公共団体
- （3）学術研究機関
- （4）産官学地域との連携を有するもの
- （5）学校又は学校の連合体
- （6）前各号に定めるもののほか、理事長又は事務局長が、当法人の趣旨・目的に添うと認めたもの

2 後援名義等を使用する事業は、その内容が次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- （1）法人定款第3条及び第4条の目的に寄与するものでなければならない。
- （2）事業対象者の範囲がある程度の広さをもつこと。
- （3）特定の政治的又は宗教目的を有しないこと。

3 本条1項2項に定めるもののほか、後援名義等を使用する事業は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- （1）主催者の事業遂行能力が十分であること。
- （2）事業関係者が信用しうる者であること。
- （3）公衆衛生、災害防止等について、安全策が講じられていること。

（申請手続）

第5条 執行する事業について、後援名義等を使用しようとするとき、当該事業の主催者は理事長に対し後援名義等使用申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

（承認）

第6条 前条の規定に基づく後援名義使用申請が第4条に定める承認基準を満たしているとき、当該名義使用を承認し、申請者に対し後援名義等使用承認書（第2号様式）を交付する。なお、共催協賛の使用承認は、運営委員会の議を経て決議する。後援名義については、事務局長の承認をもって決議する。

（事業計画の変更等）

第7条 後援名義等を使用する事業の主催者は、事業計画に変更が生じた場合、直ちにその旨を理事長に届けなければならない。

2 前項の規定に基づき、名義使用の承認を取消し、又は後援名義等の事業を取りやめた場合は、当該名義使用に係る事業に要した経費の全部又は一部の返還を求めることができる。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

この基準は、2007（平成19）年4月1日から施行する

この基準は、2008（平成20）年2月1日から施行する。

この基準は、2010（平成22）年7月1日から施行する。

（第1号様式） [後援名義等使用申請書](#)

（第2号様式） [後援名義等使用承認書](#)